

青森大学公益通報者保護等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）及びその他関係法令等に基づき、青森大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護及び公益通報の処理その他の必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「公益通報」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学の業務に従事する場合におけるその教職員及びその他の者（以下「教職員等」という。）について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学、若しくは当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する行政機関等又は当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本学の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。
- (2) 「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。
- (3) 「通報対象事実」とは、保護法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 「被通報者」とは、法令違反等を行った、行っている又は行おうとしているとして、通報された者をいう。

(総括責任者)

第 3 条 本学における公益通報の対応に関する業務を総括するため総括責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(通報処理体制等の周知)

第 4 条 総括責任者は、通報窓口、公益通報等の方法その他必要な事項を職員等に周知する。

(通報窓口)

第 5 条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、事務室（教務課・学生課）に通報窓口を置く。

(公益通報の申し出)

第 6 条 公益通報の申し出は、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ又は文書により行うことができる。

(通報の受付等)

第 7 条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を総括責任者に報告する。

2 通報窓口の職員以外の者が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口に公益通報するよう助言しなければならない。

(通報に対する対応)

第 8 条 総括責任者は、公益通報を受けた日から 20 日以内に、当該通報対象事実に係る調査実施の有無等を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 総括責任者は、前項に規定する調査を行うこととなった場合、公益通報の内容を理事長に報告し、理事長の指示のもと、速やかに公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

3 調査委員会の構成員は、その都度、総括責任者が決定し、職務を遂行次第解散させる。

4 被通報者又は関係者は、前項の規定による調査委員会からの調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(調査結果の通知)

第 9 条 調査委員会は、調査を終えたときは、その調査結果を総括責任者に報告しなければならない。総括責任者は、調査結果を理事長に報告するとともに、当該公益通報者に通知するものとする。

(是正措置等)

第 10 条 総括責任者は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 前項の規定により是正措置等を講じたときは、理事長に報告するとともに、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関等に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

3 理事長は、当該法令違反行為に関与した本学の職員に対し、本学就業規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(被通報者等への配慮)

第11条 第9条及び第10条第2項により、公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(公益通報者等の保護)

第12条 公益通報者又は公益通報に関する相談をした者（以下「公益通報者等」という。）は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けない。

2 総括責任者は、公益通報者等に対して不利益な取扱い及び職場内での嫌がらせ等が行われている場合は、公益通報者等を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(利益相反関係の排除)

第13条 受付担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(不正目的の通報禁止)

第14条 本学の職員は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第15条 公益通報の対応に関与する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該通報業務に関与しなくなった後においても同様とする。

(職員等以外の者からの通報に対する対応)

第16条 職員等以外の者からの通報対象事実に関する公益通報等があったときは、この規則に準じて取り扱うものとする。

(事務)

第17条 公益通報に関する事務は、事務局が行う。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(参考) ※公益通報者保護法第2条第3項(抜粋)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)